第９号様式（第１１条関係）

貯留機能保全区域

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県

この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第５３条第１項の

許可に係る工事により設置されたものです。

名称

指定番号

位置

管理者及びその連絡先

標識の設置者及びその連絡先

５０センチメートル

７０センチメートル

備考　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難い場合は「縦１５センチメートル、横３０センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。